

一般社団法人愛媛県観光物産協会では、愛媛県への送客を目的とする「募集型企画旅行」について、次のとおり助成を行いますので、ご活用ください。

1 助成対象となる旅行

次の条件を全て満たす旅行商品が対象となります。

- (1) パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもので、愛媛県内の旅行先
- (2) 作成経費、経費を算
- (3) 愛媛県内スポーツ
- (4) 添乗員が
- (5) 旅行商品の設定期間内に、1回以上催行するもので、15名様以上（無料人員・添乗員・乗務員を除く）での出発分を対象とする。

新規受付停止

2 助成金の額

区分	限度額	助成対象経費
愛媛県内（松山市以外）1泊 ※愛媛県東予又は南予地域等、松山市以外に宿泊する旅行商品を掲載したパンフレット等	150,000円 (経費の2/3を上限とする)	愛媛県への送客を目的とする「募集型企画旅行商品」を掲載したパンフレット等作成経費
愛媛県内（松山市内）1泊+松山市以外の観光等 ※松山市内に宿泊し、愛媛県東予又は南予地域等、同市以外の愛媛県内市町の施設入場・体験・食事のいずれかを含む旅行商品を掲載したパンフレット等	100,000円 (経費の2/3を上限とする)	(制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料（WEBのみは除く）)。
愛媛県内での滞在が主な目的である日帰り旅行	50,000円 (経費の2/3を上限とする)	なお、助成金の額は千円単位とする。
※助成額の加算①※ 対象旅行商品における、愛媛県内での宿泊人泊数が50名以上の場合、その実績に応じて助成額を加算する。	500,000円（上限） @1,000円×宿泊人泊数	大人料金を支払った実人数とする（小人・無料人員・添乗員・乗務員を除く）。
※助成額の加算②※ 対象旅行商品の行程において、松山市以外で2泊以上する場合には、助成額を加算する。	50,000円	

※愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業との併用可

3 助成金の交付対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行業者

4 助成金の申請時に必要なもの

①助成金交付申請書（様式第1号）②事業計画書（別紙1）③収支予算書（別紙2）④旅程表など内容がわかるもの

5 注意事項

助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とします。

6 事務局（お問合わせ先）

（一社）愛媛県観光物産協会 観光部（担当：工藤）

〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目6-1

TEL：089-961-4500 FAX:089-961-4222

E-mail：kudo@iyonet.com